

第24回新生ふくしま復興推進本部会議

○日 時：平成26年6月27日（金）16：00～16：10

○場 所：特別室（本庁舎2階）

【内堀副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議を開催いたします。
「避難解除等区域復興再生計画について」、避難地域復興局長。

【避難地域復興局長】

資料1をご覧ください。

6月9日の本本部会議にお諮りした知事意見を提出し、6月20日、総理大臣の決定をいただいたところです。

この再生計画には、「イノベーション・コースト構想」についての位置付けがなされたほか、「避難地域の将来像」について、今後、国・県・市町村が連携しながら検討していくこととなっております。また、「財源の確保」、「新指針の具現化」、「除染」等については、引き続き協議を継続して、具現化に向けて取り組む事項ということとなっております。

今後、復興・再生に向けて全庁を挙げて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【内堀副知事】

次に、「イノベーション・コースト構想について」、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料2をご覧ください。福島・国際研究産業都市構想研究会についてでございます。

いわゆるイノベーション・コースト構想研究会は、赤羽経済産業副大臣が主宰し、本県からは内堀副知事に参加いただきました。この研究会は、浜通りにおいて失われた産業基盤の再構築等を進めるため、本年1月からこれまで7回にわたる会合を経て、今月23日に報告書がとりまとめられました。

また、知事から国に対して強く要請していただいた結果、翌24日には「経済財政運営と改革の基本方針2014」、いわゆる「骨太の方針」の中にこの構想が盛り込まれたところです。

2ページをお開きください。主要プロジェクトといたしまして、「1. 国際廃炉研究開発拠点」の整備につきましては、放射性物質分析・研究施設を整備

し、国際的に魅力のある拠点となることが期待されております。

次に、「2. ロボット開発・実証拠点」でございますが、モックアップ試験施設や福島ロボットテストフィールドを整備することとしております。

「3. 国際産学連携拠点」の整備につきましては、全国の原子力関係の研究室の集結、産学連携体制を整備し、ベンチャー企業の雇用促進を図ることとしております。また、原子力災害の教訓を継承するため、教育研究拠点であるアーカイブ拠点につきましても盛り込んでおります。

「4. 新たな産業集積」として、スマート・エコパークの整備やエネルギー関連産業の集積などを図るとともに、ICTやロボット技術を生かしたスマート農業の推進、水産研究施設の機能強化を進めていくこととしております。

これらの拠点の整備に併せまして、「5. インフラ整備」として、交通インフラや産業・生活のインフラの整備を進めることとしております。

3ページをご覧ください。これまで説明いたしました主要プロジェクトの工程でございます。2014年から2016年までを短期、2017年から2020年の東京オリンピック開催までを中期、2021年以降、第一原発の廃炉までを長期としてまとめられたものです。詳細については、後ほどご覧いただければと思います。

最後に4ページでございますが、今後の進め方（案）でございます。早急に主要プロジェクトに関する、関係省庁・県・関係市町村・関係企業等からなる分野別の検討会を設置し、詳細設計を行っていくこととなります。また、7月から8月にかけては、国の概算要求に向けた関係省庁との折衝をこの件を含めて行うとともに、7月末から8月中旬に開催される予定の「福島復興再生協議会」で本構想の実現について、改めて国に強く働きかけていきたいと考えております。

【内堀副知事】

昨日、東京都で政府の「復興推進委員会」が開催されました。そこで被災地域における産業戦略というものが作られ、その中においてもこのイノベーション・コースト構想が位置付けられています。

【内堀副知事】

続きまして、「応急仮設建築物復興特区について」、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料3をご覧ください。

昨年7月5日に認定された応急仮設建築物の特区について、今年6月20日

付けで変更申請を行い、本日付けで認定されましたので、ご報告いたします。

この特区は、建築基準法に最大2年3ヶ月と定められている応急仮設建築物について、復興推進計画にその活用期間を定めることで、この2年3ヶ月を超えて存続させることが可能となるものです。今回の変更により、新たに30施設の存続期間の延長が可能となり、また、すでに延長の対象となっております16施設の活用期間をさらに延長することになりました。

認定書については、本日18時半から村田副知事に復興庁福島復興局において、亀岡復興大臣政務官より交付を受けていただくことになっております。

それから、資料にはありませんが、被災地の復興を図る上で中核となる事業に対して融資を行う金融機関へ国が利子補給をするという特区があります。これにつきまして、その対象事業を定める復興推進計画の新規分として4市6件、変更分として1市1件がそれぞれ本日認定されております。

今後とも特区制度をはじめとした支援制度を活用し、円滑・迅速な復興・復旧に努めてまいりたいと思います。

【内堀副知事】

以上について、知事からお願いします。

【知事】

「避難解除等区域復興再生計画」は、避難地域の復興を推進していくために極めて重要な計画である。国や市町村としっかりと連携して全庁を挙げて全力で取り組んでほしい。

「イノベーション・コースト構想」については、予算要望の時も申し上げてきたことだが、ぜひ「骨太の方針」の中に入れていただきたいということで、私自身も何度も根本大臣と協議を重ねて入れていただいたものだ。そういう中で、これを具体化することが極めて大事なことである。概算要求の中でもそれぞれ連携を取って取り組むこと。

【内堀副知事】

以上で本部会議を閉じます。